

平成 27 年度第 2 回懇談会資料 別冊

平成 28・29 年度保険料率の改定について

# 1 保険料率算定の考え方

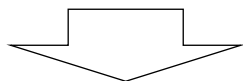
- ①平成28・29年度の医療給付費等の費用の見込額、国縣市町村負担金、後期高齢者交付金等の収入の見込額に照らし、2年間を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を定めます。
- ②保険料調整基金（剰余金）を活用し、保険料率の上昇を抑制します。
- ③財政安定化基金は、本来の目的である「財政リスクの回避」に限り活用することとし、「保険料率の上昇抑制」には活用しないこととします。

## 制度改正

平成28年度の税制改正大綱に基づき、均等割額の軽減対象を拡充します。保険料率決定には影響しませんが、一人当たり保険料の算定には影響（負担を軽減）します。

## 平成26・27年度の保険料率

均等割額	38,700円
所得割率	7.43%
1人当たり平均保険料年額	67,323円



## 平成28・29年度保険料率の改定について

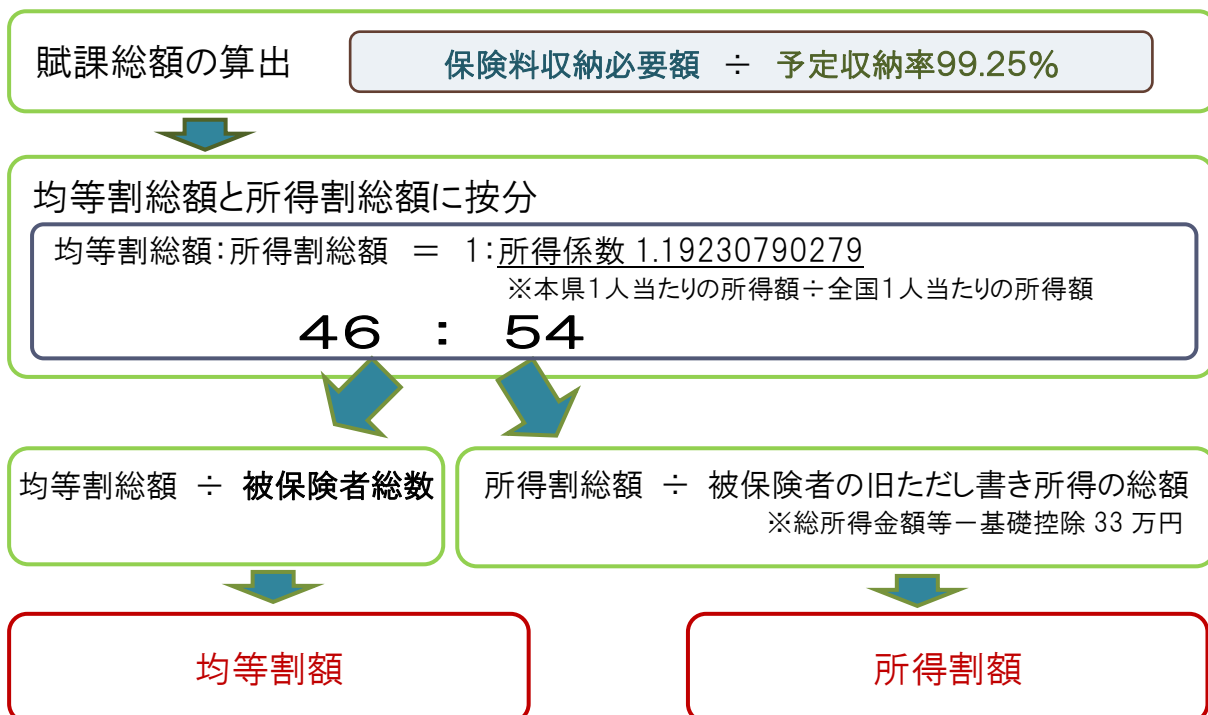
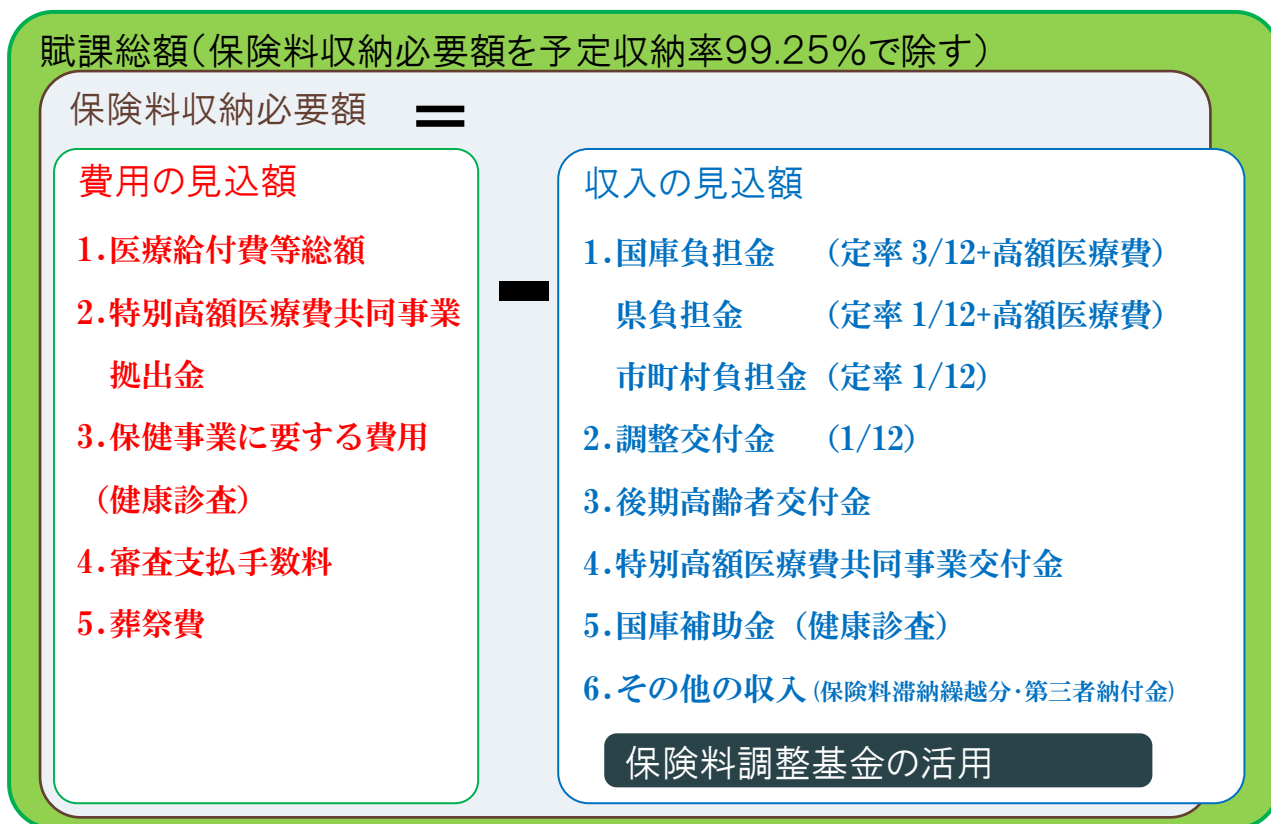
### 保険料の増加要因

- ①後期高齢者負担率の引き上げ 10.73%⇒10.99%  
※後期高齢者医療の費用負担に占める後期高齢者の保険料の割合
- ②1人当たり医療給付費の増加 +1.25%
- ③所得係数の増加 1.17879789883 ⇒ 1.19230790279

### 保険料の増加抑制要因

- ①診療報酬の改定 28年度▲1.03%、29年度▲0.12%  
(内訳 本体+0.49% 薬価▲1.52% H29のみ増税補てん分+0.91%)
- ②保険料予定収納率の見直し 99.14%⇒99.25%
- ③食事療養費の自己負担額改定 一食あたり260円⇒360円  
(ただし低所得Ⅰ・Ⅱ除く)

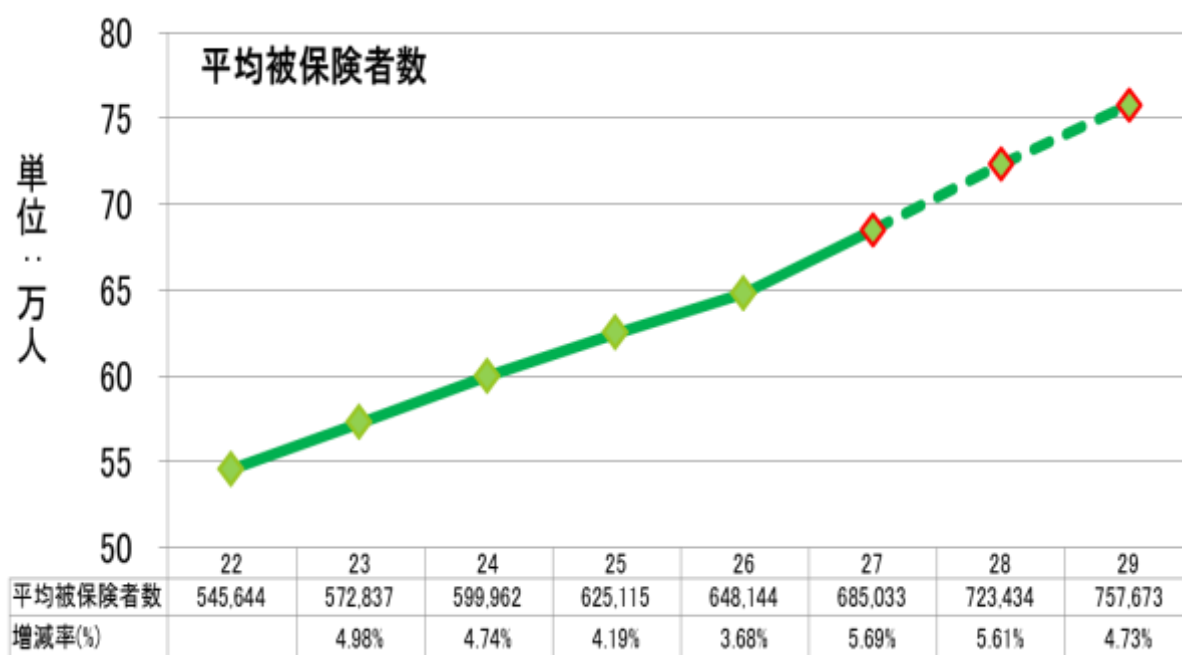
## 2 保険料率の算定方法



### 3 被保険者数の推計

保険料率算定基礎となる 28・29 年度の被保険者数は以下の数値を用いて推計しました。

- 27 年 4 月 1 日現在の県内 54 市町村の 75 歳以上の人口
- 27 年 11 月末現在の被保険者数
- 27 年度から 29 年度までに 75 歳に到達する年齢（72 歳から 74 歳まで）の人口
- 上記データと対象年齢人口が 1 年間で変動した率を参考に被保険者数を推計した。



## 4 医療給付費等総額の推計

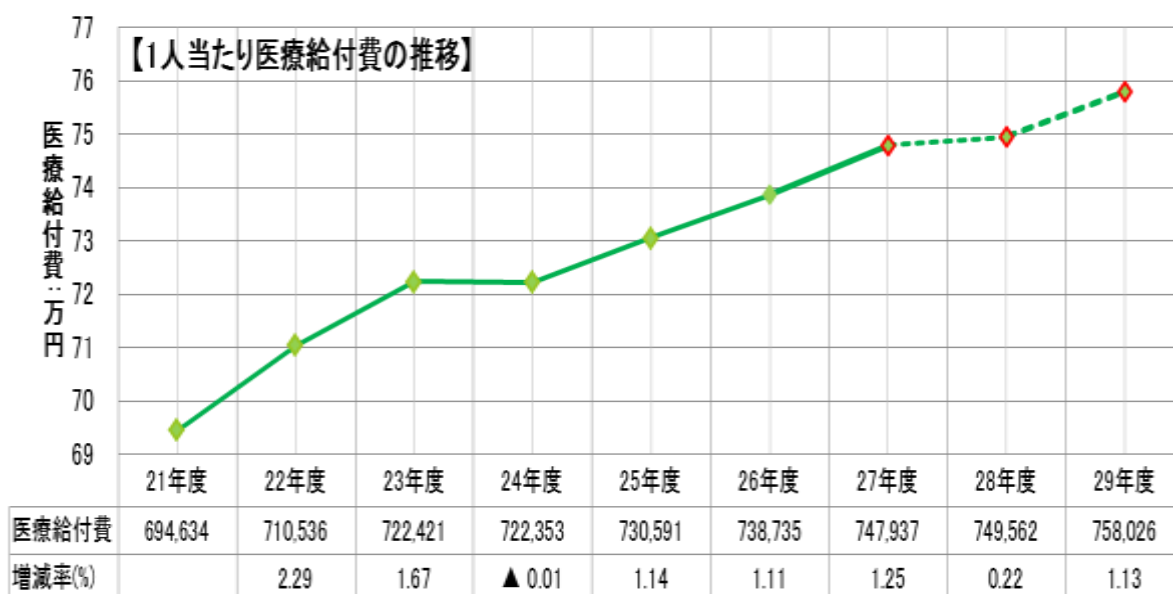
医療機関で受診した時等の療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する費用を控除した療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費等の費用の総額です。

【医療給付費等総額の算定】 = (28年度1人当たり医療給付費×28年度平均被保険者数) + (29年度1人当たり医療給付費×29年度平均被保険者数)

### 入院時食事療養費の見直しについて (概要)

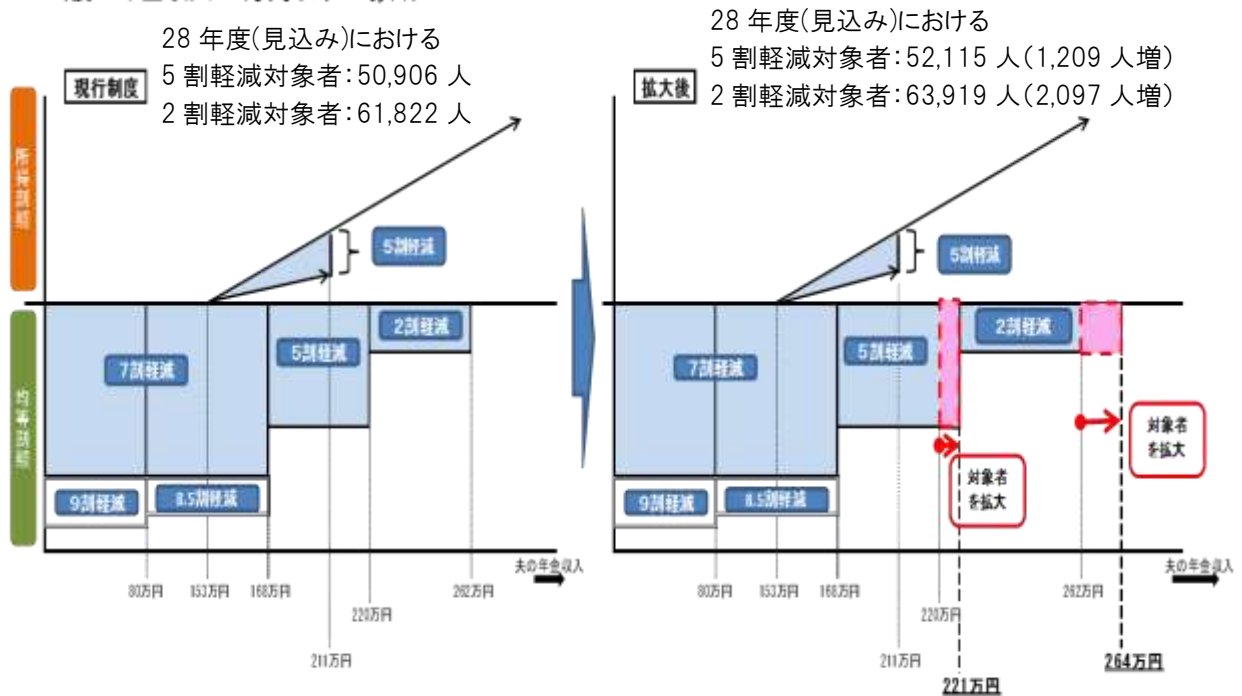
入院時食事療養費標準負担額については、入院と在宅医療の公平性を図る観点から、自己負担区分が現役並み、または一般に該当する被保険者に限り、食事に関する自己負担額を1食260円から100円引き上げ、平成28年4月1日から1食につき360円とするものです。自己負担増となる改正なので、その分保険料で賄うべき医療給付費は減少します。

区分	28年度	29年度	28・29年度合計
1人当たり医療給付費	749,562円…①	758,026円…②	—
平均被保険者数	723,434人…③	757,673人…④	—
食事療養費の自己負担額改定に伴う影響額	995,427千円…⑤	1,008,879千円…⑥	—
医療給付費等総額	541,263,209千円 =(①×③-⑤)	573,326,954千円 =(②×④-⑥)	<b>1,114,590,163千円</b>



## 5 均等割の2割・5割軽減対象の拡大

夫婦世帯における夫の年金収入の例  
(妻の年金収入80万円以下の場合)



- ① 2割軽減の拡大：軽減対象となる所得基準額を引き上げます。  
 (現行) 基準額 33万円+47万円×被保険者数 【年金収入 262万円以下】  
 (拡大) 基準額 33万円+48万円×被保険者数 【年金収入 264万円以下】
- ② 5割軽減の拡大：現在、2人世帯以上が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、軽減対象となる所得基準額を引き上げます。  
 (現行) 基準額 33万円+26万円×(被保険者数-世帯主)【年金収入 220万円以下】  
 (拡大) 基準額 33万円+26.5万円×被保険者数 【年金収入 221万円以下】